

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月15日
【届出者の名称】	株式会社中京銀行
【届出者の所在地】	愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目10番4号 株式会社中京銀行 東京事務所
【電話番号】	(052)262-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 瀬林 寿志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社中京銀行本店 (愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載のない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年7月1日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、公開買付者が2022年7月15日付で事業年度第116期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の22の2第2項において準用する第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第2 公開買付者の状況

4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

(1) 発行者が提出した書類

訂正報告書

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第2【公開買付者の状況】

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【訂正報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

訂正報告書(上記の事業年度第116期有価証券報告書の訂正報告書)を2022年7月15日に関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

公開買付者が2022年7月15日付で事業年度第116期(自2021年4月1日至2022年3月31日)に係る有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したため、府令第6条第1項第1号の規定による書面を本書に添付いたしません。